

指名停止等一覧表

(期間 令和2年1月1日 ~ 令和2年3月31日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	株式会社柴田産業	岩手県二戸郡一戸町鳥越字上野平17番地	令和2年2月10日から令和2年6月9日まで (4ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は岩手北部森林管理署と売買契約締結した立木販売において、令和元年11月2日に販売区域外の立木37本を無許可で伐採し国有林に損害を与えた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(不正又は不誠実な行為)16に該当し、契約の相手方として不適当であると認められたため。
2	株式会社小松建設	秋田県仙北市西木町西明寺字荒町東164-7	令和2年3月6日から令和2年4月5日まで (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第13号(建設業法違反行為)	秋田県内の民間工事において建設業法第3条第1項の規定に違反して、大工工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2に定める軽微な工事に該当しない大工工事を請け負ったため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年1月24日に建設業許可部門である秋田県知事から指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)13に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	丸山建設株式会社	秋田県大館市御成町2-12-30	令和2年3月6日から令和2年4月5日まで (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第13号(建設業法違反行為)	秋田県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、板金工事業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事に該当しない板金工事を請け負ったため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和元年12月11日に建設業許可部門である秋田県知事から指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)13に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
4	株式会社丸茂組	秋田県大仙市花館字間倉157-6	令和2年3月6日から令和2年4月5日まで (1ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第13号(建設業法違反行為)	秋田県内の民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、大工工事業の許可を受けずに建設業を営む者と、建設業法施行令第1条の2に定める軽微な工事に該当しない大工工事の下請契約を締結した。 このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和2年1月29日に建設業許可部局である秋田県知事から指示処分を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(建設業法違反行為)13に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。
5	山形建設株式会社	山形県山形市清住町1-2-18	令和2年3月23日から令和2年7月22日まで (4ヶ月)	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第10号(公契約関係競争等妨害又は談合)	令和2年2月5日、山形県大石田町発注の建設工事の入札において、他の指名業者に対し自社が受注出来るよう入札価格を調整するなど談合を行った疑いで山形県警に逮捕され、同年2月26日、山形地方検察庁に起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競争等妨害又は談合)10に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

(注) 該当事項の欄には「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。